

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 1 日

介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局
高齢政策課 計画・審査班

新型コロナウイルスに係る第 23 回介護支援専門員実務研修
「見学実習」の取扱いについて

みだしのことにつきましては、介護支援専門員実務研修「見学実習」を例年 3～4 月頃に実施しているところではありますが、兵庫県内での新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、実習受け入れ期間を例年よりも長く設けることにいたしました。

また、「見学実習」の取扱いにつきましては、第 22 回実務研修「見学実習」と同様の方法で実施することにいたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底いただきながら、実習生の受入れにご協力いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

【実習受入期間】 令和 3 年 3～7 月

【受入日数及び時間】 2 日以上（時間指定なし）

【見学実習の居宅訪問について】

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、「見学実習」における利用者の居宅訪問は行わず、主任介護支援専門員からの説明を受けることをもって実習に代えることができます。（兵庫県介護支援専門員実務研修実習実施要領第 3 条(2)ウ、エ）

| | 第 23 回（今回） | 参考（例年） |
|------|------------|---------|
| 時 期 | 3 月～7 月 | 3 月～4 月 |
| 受入日数 | 2 日以上 | 3 日以上 |
| 受入時間 | 指定なし | 15 時間以上 |
| 居宅訪問 | 無 | 有 |

【その他】

- ・感染症防止策を行ったうえ実習の実施をお願いいたします。
- ・実務研修者には、「見学実習」のほかに実際のアセスメントを擬似的に体験し、書類を作成する「ケアプラン作成実習」が課せられています。この実習には、居宅の要介護認定者等の協力が必要ですが、実務研修者が自力で探せない場合は、例年、実習受入事業所からご紹介いただいております。第 23 回研修では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「ケアプラン作成実習」は福祉人材研修センターでの演習をもって代替することから、ご紹介いただく必要はありません。

【メールアドレス確認のお願い】

- ・ 今後は、兵庫県から実習受入協力事業所へ事務連絡を行う際は電子メールで周知をしたいと考えております。実習受入協力事業所の登録の際にメールアドレスをご記入いただいておりますが、確認のため以下の URL より事業所の情報の入力をお願いします。
- ・ 入力項目の団体・法人名には登録している「事業所名」を入力してください。

パソコン：

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1614133313579>

スマートフォン：

<https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/sform.do?id=1614133313579>

【問合せ先】

担 当：高齢政策課 計画・審査班 中田・堀口

電 話：078-341-7711(内線 3110)

メール：Yuuki_Horiguchi@pref.hyogo.lg.jp